

一般社団法人 全国簡易トイレ普及協会  
寄付金等取扱規程

制定：令和 3 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は一般社団法人全国簡易トイレ普及協会（以下「当法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金:個人、企業または非営利団体が用途を特定せずに寄付した寄付金
- ② 特別寄付金:個人、企業または非営利団体が用途を特定して寄付した寄付金

(受入基準)

第 3 条 当法人は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき
  - イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
  - ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと
  - ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること
  - ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること
  - ホ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金等を受け入れることにより、当法人の業務、財政、または名誉に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款第 3 条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(受入手続き)

- 第 4 条 寄付金等を当法人に寄付しようとする者は、当法人が指定する口座への振り込み、または、様式 1 による書面で寄付金の申し込みを行う。
- 2 当法人は、前項により寄付金の申込を受理したときは、事務局長により、第 3 条の基準に該当しないことを確認のうえ受入れの可否を決定し、理事会へ報告する。
  - 3 様式 1 において、寄付金等を当法人に寄付しようとする者が特定の用途を指定した場合についてはその目的を有する特別会計に、用途を特定しない場合は一般会計に繰り入れるものとする。
  - 4 寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第 5 条 一般寄付金または特別寄付金を受領したときは、寄付者の希望により受領書を寄付者に送付する

ものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金に係る結果の報告)

第6条 当法人は、寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 当法人は、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ニュースレター等への公開をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第7条 本規定に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は、代表理事が別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、当法人登記の日から適用する。